

国保だより

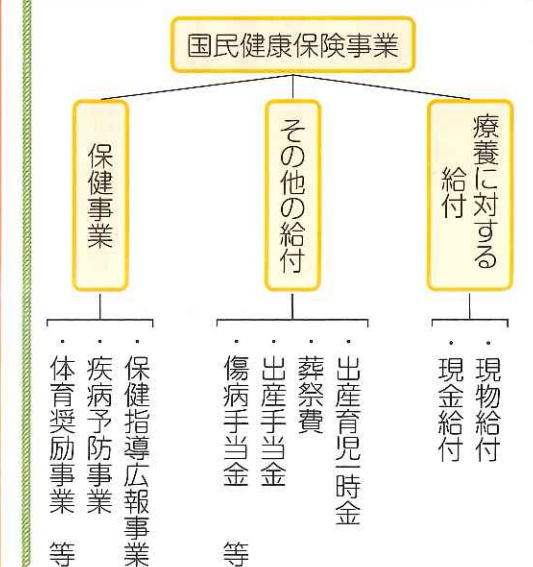
わが国の医療制度と国民健康保険組合

わが国の医療保険制度は、大別すると、職域保険または、被用者保険といわれる健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合および私立学校教職員共済組合と地域保険といわれる国民健康保険の6制度からなっており、国民健康保険の6制度は、いずれかの制度に加入する国民皆保険の制度がとられています。

国民健康保険組合(以下「国保組合」)は、同種の事業又は業務に従事する方を対象に国民健康保険事業を営営することが認められた医療保険者で、都道府県知事の認可を受けて設立された国民健康保険法(以下「法」)上の公法人です。平成26年度現在、全国で164の国保組合が設立されており、被保険者数は291万人が加入しています。被保険者は同種の事業または業務に従事する方で、健康保険等の適用にならない方及び健康保険の適用除外が承認された方並びにこれらの方の世帯に属する方が対象となっており、各国保組合の規約によって、組合員の範囲等が定められています。

日本経済が混迷の様相を強める中にあると、国保組合は国民の健康を守ることをみなし、設立母体組織の結束と発展のために、欠くことのできない制度となっており、法によってさまざまな権能が与えられています。国保組合が行う事業には、保険給付と保

民健康保険法に基づく法定給付(療養の給付、高額療養費等)と国保組合が任意に行う任意給付(傷病手当金、出産手当金等)とがあります。出産育児一時金や葬祭費は特別の事情がない限り支給されます。保健事業は、傷病の発生を未然に防止し、あるいは早期発見により重症化・長期化を防止し、健康保持・増進等を目的とした事業で、同種同業の連帯の下に組織された国保組合において、最も独自性を発揮している事業です。



★国保組合の事業

国保組合事務局
TEL 03-3260-6441
FAX 03-3260-7534

建設職能国保

《加入者数》

組合員	2,593人
家族	3,127人
後期高齢者組合員	170人
計	5,890人

(30年9月末現在)

特別利用券でお得に行こう
寒い冬もみんなで
東京ディズニー
リゾートへ
おでかけしませんか

★日本の医療保険制度

制度	被保険者(加入者)	保険者(運営者)
健康保険	健康保険の適用事業所で働く民間会社の労働者	全国健康保険協会 健康保険組合
船員保険	船員として船舶所有者に使用される人	全国健康保険協会
共済組合	国家公務員、地方公務員、私立学校の教職員	各共済組合
国民健康保険	健康保険、船員保険、共済組合等に加入している労働者以外の一般住民(農・漁業、自営業、自由業など)	市町村 ※平成30年4月からは都道府県国民健康保険組合
高齢者医療	75歳以上の人 および65~74歳で一定以上の障害があると認定された人	後期高齢者医療 広域連合

東京社会保険協会ホームページより出典

支部研修会を開催しました!!

9月26日建設職能会館において、支部職員出席のもと研修会が開催されました。開会に際し渡辺理事長が挨拶を行った後、加藤副理事長が「平成31年度以降の保険料」と題しての基調講演を行いました。

続いて実務研修に移り「組合員資格確認調査について」「建設業における社会保険加入対策について」等、事務局担当者が各々説明をし、今回初の試みとなる支部組合間の意見交換会を行い(下部写真)各支部毎に加入促進や組合費についての取り組みを話し合いました。

最後に矢内副理事長が出席者に対して労いの挨拶をして閉会となりました。



家族の異動・住所変更は14日以内に届出を!

(適切な保険とは・・・)

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」において「適切な保険」が下記のように定められております。(一部抜粋)

所属する事務所				
事業所の形態	労働者の数	労働保険	医療保険(いずれかに加入)	年金
法人	1人~	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外を受けた国保組合(職能国保)※1	厚生年金
			・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外を受けた国保組合(職能国保)※1	
個人	5人~	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外を受けた国保組合(職能国保)※1	厚生年金
	1人~4人	雇用保険	国民健康保険 国保組合(職能国保)	国民年金
	個人事業主 一人親方	—	国民健康保険 国保組合(職能国保)	国民年金

※1 年金事務所において健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国保組合に加入することができます。

は、事業主に従業員を加入させる義務があるもの

重要! 建設業における社会保険加入対策について!

国は、建設業の社会保険未加入者に対して、左図のように「適切な保険」に加入するよう指導しており、未加入事業者は、建設業の許可の申請や更新を認めない方針を示しております。

また、「適切な保険」に加入していることが確認できない作業員については現場入場を認めないよう取扱われております。

しかしながら、「適切な保険」の意味が建設業の元請事業者において十分な理解がされていない事が問題となっており、当組合が「適切な保険」でないと判断され、いくつかの事業所が協会けんぽに移ってしまった事例が発生しております。

このような誤解が多く建設関係の国保組合において問題となっていることから、建設業の監督機関である国土交通省や年金事務所のホームページ等において「適切な保険」の再周知を図っております。

(ホームページより一部抜粋)

法人や雇用する常用労働者が5人以上の個人事業所の従業員であっても、**年金事務所へ必要な手続き(健康保険被保険者適用除外申請による承認)を行って国民健康保険組合に加入している場合は、改めて協会けんぽに入り直すことは求められていません。**

流行前にワクチン接種をすることで、
発症や重症化の予防が期待できます。
この機会にぜひご家族で、予防接種を
受けることをお奨めいたします。

利用方法

- ①医療機関でインフルエンザ予防接種
を受診
- ②窓口で予防接種費用を支払い、領収
証を受領

※領収書には次の内容の
記載が必ず必要です

- 接種者氏名
- 接種年月日
- 接種料金
- 医療機関名
- 領収印
- インフルエンザ予防接種代
である旨

インフルエンザ
の季節が今年も
やってきました



平成29年度の1年間、保険証を一度も使わなかつた147世帯を対象に健康家庭表彰を行い、ギフト券1万円分を贈呈しました。
さらに、連続して25年間・20年間・10年間、保険証を一度も使わなかつた4世帯を特別表彰しました。



健康な家庭147世帯を表彰しました

法人事業所の皆様、資格調査へのご協力ありがとうございました!!

調査票等の提出された書類を精査のうえ、再調査が必要な方には別途ご連絡させていただきます。

なお、個人事業所についても今後資格調査の実施を予定しております。

今後も国保組合の適正運営のため、ご協力を
お願いします。



特定保健指導対象者の方へ

今年度より、特定保健指導に該当された方に、組合が保健指導を業務委託しているSOMPOヘルスサポート(株)から、ご自宅等に電話(0120-559-870)でご連絡をいたします。ぜひこの機会にご利用ください。

